

吹田市開発事業の手續等に関する条例、同施行規則及び同施行基準の一部改正の骨子案に対する提出意見全文

	提出意見
1	<p>桃山台 3 丁目在住の市民です。</p> <p>角度のある（間知積の）擁壁を垂直の（コンクリート）擁壁に変更することを抑止するように、事前に規制・制限する内容を条例に盛り込めないでしょうか。</p> <p>桃山台 2 丁目 3 番地にある旧三和銀行の独身寮・家族寮の解体が 11 月上旬から始まると標示されました。</p> <p>現在は間知積の擁壁があり、交通量の多い道路に向けて視界が広がっています。しかし、昨今の土地活用では敷地ギリギリまで利用しようと、垂直に切り立ったコンクリート擁壁とする例が増えて、視界が遮られる場所が増えていると感じており、この場所もそのようになる危機にあるのではないかと心配しているさなか、このパブリックコメントを知りました。</p> <p>この独身寮の向いに同様の間知積擁壁のあった区画が、10 年ほど前にアーバンビュー建設の際にほぼ垂直の擁壁となり、景観的にも緑が減り、狭苦しく、風通しも悪くなってしまいました。この場所は、桃山公園の緑が目の前なのでなおさら残念でした。</p> <p>参考に画像を添付いたします。</p> <p>この道は、南千里側から新御堂筋に抜ける車がたくさん通る道に続き、桃山台駅方面から敬愛幼稚園に通う親子連れもたくさん通ります。</p> <p>近所のご高齢者が桃山台側へ向かうときに通る道でもありますが、送迎のためにすごいスピードで通過する自転車の親御さんもたくさん通ります。</p> <p>曲がり角で、直前まで先の様子が見えづらいため、接触事故寸前の状況に遭遇した方のお話も耳にします。</p> <p>安全のためにも、景観のためにも、角度のある擁壁で、少しでも視界が開けた形状が望ましいと思います。</p> <p>土地所有者の希望どおりに安易に許可を出さず、近隣住民や日頃の利用者の目線で、安全で快適な状態が保てるように、ある程度の規模の敷地の場合ならば、より広い範囲に事前の説明や意見を聞く場を設けるような仕組みがあるべきと考えます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>